

【資料第2号】

防犯対策を推進する地区の指定について

1 地区名

柳町三和会地区

2 団体名及び代表者

柳町三和会 会長 平賀 徹 氏

3 地区の範囲

小石川一丁目17～22番、西片一丁目19番

※裏面地図参照

4 地区指定経過

令和元年7月1日 推進地区指定の申請

7月26日 安全・安心まちづくり協議会において承認

8月15日～9月13日 該当地区の区民意見を聴取
(寄せられた意見なし)

10月1日 推進地区指定日（～令和4年9月30日）

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

柳町三和会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

